

北 本 市 教 育 委 員 会 令 和 7 年 6 月 定 例 会 会 議 録					
1 日 時	令和7年6月26日(木) 午後2時00分から3時23分まで				
2 場 所	北本市役所 会議室3-F				
3 教育長の氏名	宮尾孝				
4 出席した委員の氏名	一	委員 黒川範子	二	委員 久保田篤正	三 委員 関根桂子
	四	委員 森田高正	五	委員 北條規	
5 欠席した委員の氏名					
6 説明のため出席した職員	赤塚教育部副部長兼生涯学習課長、磯野教育部参事、藤原教育総務課長、笹原学校教育課長、玉神学校教育課副課長、坂詰生涯学習課副参事、大平文化財保護課長				
議案及び報告件名	議 事 の 大 要				
1 開会の宣言	宮尾教育長： 令和7年北本市教育委員会6月定例会を開会する。				
2 会議録の承認について	宮尾教育長： 令和7年北本市教育委員会5月定例会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。				
	— 各委員、特に意見なし —				
	宮尾教育長： 当該議事録については、承認としてよいか。				
	— 各委員、了承 —				
	宮尾教育長： 当該議事録は、承認する。				
3 会議録署名委員の指名について	宮尾教育長： 本日の会議録の署名委員については、5番の北條委員にお願いする。				
4 議事の取扱い	宮尾教育長： 本日の案件は、報告事項が3件、審議事項が9件の合計12件である。				
	なお、本日の教委報告第43号及び教委議案第28号から第33号については、個人情報に関する案件、教委議案第24号については、人事案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、「非公開」審議としてよいか伺う。				
	— 各委員、了承 —				
	宮尾教育長： 本日の教委報告第43号及び教委議案第28号から第33号については、「非公開」審議とする。				
	宮尾教育長： 報告事項の議案に入る。				
5 報告事項(公開案件)					

(1) 教委報告第41号「教育長の決裁処分の報告について」	宮尾教育長： 教委報告第41号「教育長の決裁処分の報告について」について、生涯学習課より説明をお願いする。 赤塚生涯学習課長： （教委報告第41号の説明） 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 関根委員： KOUNOSU MUSIC FESTIVALについては、単に音楽フェスと呼ばれるものだと思われるが、こういったものも後援対象となるのか、営利目的ではないか。 赤塚生涯学習課長： 事業の収支予算書を見ると、チケット売上収入と協賛金を収入としている一方で、支出については、利益とされる部分は計上されていない。 支出のほとんどが、出演費、運営費、広報費に充てられている。 関根委員： 主催者は、一般社団法人鴻巣北本青年会議所であるが、チケット等販売や会場運営は別の団体が運営するのか。 赤塚生涯学習課長： 別の会社が運営する形となっている。 関根委員： こういった音楽フェスのようなものを教育委員会が後援するときの基準みたいなものがあるか。 宮尾教育長： 入場料金が低いことや、類似の事例が無いこともあり、判断を一度保留していた。 小学生以下は無料であるものの、一般の料金が低い。 そこで、鴻巣市及び鴻巣市教育委員会に本件後援について確認したところ、承認していた状況があった。 万が一、返金対応が必要となった場合に、しっかりと対応できるかということについても、運営実績のあるチケット会社を入れて対応出来るということを確認した上で、主催者がこの地域の若者が楽しめるイベントが無いという声を聞いて、企画したと聞き、その趣旨は良い事であると考えた。 鴻巣市もその趣旨を考慮して後援したということで、調査した結果、後援することとした。 関根委員： 返金等が必要な場合は、きちんと御対応いただきたい。 また、8月の暑い時期であるため、熱中症等の心配がある。 救護のスタッフは常駐しているか。 赤塚生涯学習課長： 救護スタッフについては確認していないが、主催者には、御意見についてお伝えさせていただき、対応してもらえるように
--------------------------------------	--

促したい。

黒川委員： 今回不承認となった案件は、適切に判断いただき良かった。
実施報告書において、以前220人の参加があったと記載があったが、講義室で6回から10回実施されたため、最低でも毎回20人以上の人数が入っていたこととなるが、本当にそうであったのか、という真偽について疑念があった。

森田委員： 後援申請が不承認になったとして、本事業は市内で実施されるのか。

赤塚生涯学習課長： 確認はしていないが、実施しないのではないかと。

森田委員： 団体としては、後援があるか否かに関わらず、事業を実施することが可能であるため、後援を得る意図がわかればと思う。
今後、機会があればご確認願いたい。

赤塚生涯学習課長： 了解した。

黒川委員： 後援先一覧があるが、群馬県の中に、大田原市教育委員会の記載があり、誤りである。

宮尾教育長： 申請団体が、後援依頼をしてくる意図としては、学校関係にチラシを円滑に配布しやすいということがあると思われる。
学校は分からない団体から、大量のチラシを突然送り付けられることがある。
保護者の立場からすると、学校で配られたチラシであるという理解でもあるため、教育委員会が後援したものでなければ、配ることは難しい。

久保田委員： 過去にイングリッシュキャンプの後援申請があった時に、何度か大丈夫なのか確認したことがあった。
実態を調べると、活動報告がされていない等の情報があり、後援をするのはどうなのかと話したが、他自治体の後援が取れていることと、今後の活動を確認するといった話であった。
今回は、提出期限を守らない団体にはきちんと説明して、不承認として良かった。

宮尾教育長： 他に、質疑はあるか。

— 特に意見なし —

宮尾教育長： 教委報告第41号については、了承としてよいか。

	— 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、了承とする。
(2) 教委報告第42号「北本市栄市民活動交流センターオープニングセレモニーについて」	宮尾教育長： 教委報告第42号「北本市栄市民活動交流センターオープニングセレモニーについて」について、生涯学習課より説明をお願いします。 赤塚生涯学習課長： (教委報告第42号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第42号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 —
6 審議事項(公開案件)	
(3) 教委議案第25号「北本市立学校適正規模等研究会設置要綱について」	宮尾教育長： 公開案件の審議事項に入る。 宮尾教育長： 教委議案第25号「北本市立学校適正規模等研究会設置要綱について」について、教育総務課より説明をお願いします。 藤原教育総務課長： (教委議案第25号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委議案第25号については、可決としてよいか。 — 各委員、了承 —
(4) 教委議案第26号「北本市文化センター大規模改修基本計画の見直し」	宮尾教育長： 本件は、可決とする。 宮尾教育長： 教委議案第26号「北本市文化センター大規模改修基本計画の見直し(案)」について、生涯学習課より説明をお願いします。 赤塚生涯学習課長： (教委議案第26号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。

(案) について」

北條委員： 工事の時期が遅くなったが、工事期間の日数は同じか。

赤塚生涯学習課長： 令和9年度後半から2ヵ年をかけた工事期間となると示しているが、実際の工事の期間としては、設計等で詳細を定めていくこととなる。

北條委員： 工事期間について、図書館は休館となるのか。

赤塚生涯学習課長： 文化センターの休館期間と合わせて図書館についても休館とする予定だが、現在の図書館の開架書庫の所蔵本については、貸し出しが出来ないか検討している。

北條委員： 2年間は長いため、貸し出しだけではなく、勉強できるようなスペース等、用意出来るのであれば検討をいただきたい。

黒川委員： 北部公民館にも、図書館の分室がある。
こちらを利用していただくように案内したほうがよい。

赤塚生涯学習課長： 参考にさせていただきたい。

久保田委員： 市から要望を伝えて、設計委託を行っていると思うが、色々な自治体で、工事費の値上がりにより様々な工事が頓挫していることも加味して、計画を進めていたのか。
工期延長で、市民に迷惑をかけてしまう可能性がある。

赤塚生涯学習課長： 設計会社には、基本計画で示した内容に基づき設計を進めていただき、更に利用者や指定管理者から意見を聞いた上で、意見として取り込めるものを出来るだけ取り込みながら進めてきた。
一方で、昨今の工事費用の高騰があり、大幅な見直しをせざるを得ないと判断した。

久保田委員： 更に工事費が上がる傾向にある。
工期延長で、市が要望することが縮小しないように、知恵を出しながらより良い改修になるようにしていただきたい。

赤塚生涯学習課長： 了解した。

宮尾教育長： 他に、質疑はあるか。

— 特に意見なし —

	宮尾教育長： 教委議案第26号については、可決としてよい。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、可決とする。 宮尾教育長： 教委議案第27号「史跡デーノタメ遺跡保存活用計画策定委員会の設置について」について、文化財保護課より説明をお願いする。 大平文化財保護課長： (教委議案第27号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委議案第27号については、可決としてよい。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、可決とする。
7 報告事項(非公開案件) (6) 教委報告第43号「北本市人権教育推進委員会の委嘱について」	宮尾教育長： 非公開案件の報告事項に入る。 宮尾教育長： 教委報告第43号「北本市人権教育推進委員会の委嘱について」について、生涯学習課より説明をお願いする。 赤塚生涯学習課長： (教委報告第43号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第43号については、了承としてよい。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、了承とする。
8 審議事項(非公開案件) (7) 教委議案第28号「北本市青少年問	宮尾教育長： 非公開案件の審議事項に入る。 宮尾教育長： 教委議案第28号「北本市青少年問題協議会委員の委嘱及び任命について」について、生涯学習課より説明をお願いする。

題協議会委員の委嘱及び任命について」 (8) 教委議案第29号「北本市青少年指導委員会委員の委嘱及び任命について」	赤塚生涯学習課長： (教委議案第28号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委議案第28号については、可決としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、可決とする。 宮尾教育長： 教委議案第29号「北本市青少年指導委員会委員の委嘱及び任命について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 赤塚生涯学習課長： (教委議案第29号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 久保田委員： 青少年指導委員会の活動を改めて確認したい。 赤塚生涯学習課長： 毎週木曜日夕方に定期的な巡回指導と連絡調整情報交換会議を実施していた。 現在小・中学校児童生徒を含む青少年は、落ち着いた状態にあることをふまえ、巡回指導については、令和3年7月から、第1、第3木曜日の月2回の実施となった。 連絡調整情報交換会議についても巡回指導3回実施後の水曜日に変更している。 久保田委員： 最近では、巡回する時に指導に至る生徒は少ないと考える。 SNS等で、指導すべき案件は見えにくくなっていると考えられ、指導の仕方を考える時期に来ているのではないか。 赤塚生涯学習課長： 連絡調整情報交換会議の場でいただいた御意見について共有させていただきたい。 宮尾教育長： 他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委議案第29号については、可決としてよいか。 — 各委員、了承 —
---	--

	宮尾教育長： 本件は、可決とする。
(9) 教委議案第30号「史跡デーノタメ遺跡保存活用計画策定委員会の委員の委嘱について」	宮尾教育長： 教委議案第30号「史跡デーノタメ遺跡保存活用計画策定委員会の委員の委嘱について」について、文化財保護課より説明をお願いします。 大平文化財保護課長： (教委議案第30号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委議案第30号については、可決としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、可決とする。
(10) 教委議案第31号「デーノタメ遺跡調査指導委員会の委員の委嘱について」	宮尾教育長： 教委議案第31号「デーノタメ遺跡調査指導委員会の委員の委嘱について」について、文化財保護課より説明をお願いします。 大平文化財保護課長： (教委議案第31号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委議案第31号については、可決としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、可決とする。
(11) 教委議案第32号「北本市図書館協議会委員の委嘱及び任命について」	宮尾教育長： 教委議案第32号「北本市図書館協議会委員の委嘱及び任命について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 赤塚生涯学習課長： (教委議案第32号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし —

(12) 教 委 議 案 第 3 3 号「北本市公民館等運営審議会委員の委嘱及び任命について」 9 その他 10 閉会の宣言	宮尾教育長： 教委議案第32号については、可決としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、可決とする。 宮尾教育長： 教委議案第33号「北本市公民館等運営審議会委員の委嘱及び任命について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 赤塚生涯学習課長： (教委議案第33号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委議案第33号については、可決としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、可決とする。 宮尾教育長： その他、事務局から連絡事項はあるか。 教育総務課： (北本市民生委員推薦会委員への推薦について) 学校教育課： (令和7年度教育委員学校訪問について) 生涯学習課： (令和7年度教育委員社会教育施設訪問について) 宮尾教育長： その他、事務局から連絡事項はあるか。 — 特になし — 宮尾教育長： 以上をもって、北本市教育委員会6月定例会を閉会する。
	北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。 令和 7 年 7 月 24 日 教 育 長 宮 尾 孝 署 名 委 員 北 條 規 書 記 落 合 元

